

令和4年度授業料免除申請要項（共通）

高知工業高等専門学校

I 授業料免除申請について

令和4年度の授業料免除は、次の区分A～Cの通り実施します。授業料免除を希望する学生は、本要項を熟読し、期限厳守で手続きを行ってください。

A 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免【対象：4・5年生、専攻科生】

高等教育の修学支援新制度による「授業料減免」は、日本学生支援機構の「給付奨学金」と併わせて支援を受けることができる制度です。ただし、本科4年次以降に留年した者は、本支援の対象外となりますことをご留意ください。

- (1) 高等教育の修学支援新制度認定者（日本学生支援機構給付奨学生）の場合
前期に引続き、授業料減免を希望する場合には**授業料等減免の継続申請**を行います。
- (2) 高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）に申請予定の場合
授業料等減免の新規申請と併せて、日本学生支援機構給付奨学金への申請を行います。

認定要件

- a. 国籍・在留資格等に関する要件
 - ー 日本国籍を有する者、法定特別永住者等
- b. 学業成績等に関する基準（採用時）
 - 4年生（編入生含む）
次のいずれかに該当すること
 - ・ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
 - ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
 - ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
 - 5年生、専攻科生
次のいずれかに該当すること
 - ・ GPA等が在学するコース等における上位2分の1の範囲に属すること
 - ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること
- c. 家計の経済状況に関する基準
 - 収入基準

収入基準の審査については、マイナンバーを利用し日本学生支援機構が行います。また、次の算式により算出される算定基準額が51,300円未満の場合、受給対象となります。

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

* 令和4年度後期においては、2021年（1月～12月）の収入に基づく2022年度住民税情報による審査となります。

* 日本学生支援機構のホームページに掲載の「進学資金シミュレーター（以下のURL又はQRコード）」により、おおよその目安として判定することができます。
受給対象となるか確認した上で、申請を検討ください。

【進学資金シミュレーター】 <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

B 国立高等専門学校機構における授業料免除（災害等の場合、その他特別な事由の場合）

(1) 災害等による授業料免除【対象：4・5年生、専攻科生】

次の①又は②に該当する特別な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由の場合【対象：全学年（③のみ4年生以上）】

次の①～④のいずれかに該当する事情があり、かつ経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると認められる者

- ① 高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない3年生以下の者であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1年生から3年生以外の者で、授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ④ 高等学校等就学支援金制度の対象となる本科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算申請ができない者で、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合【対象：全学年】

新型コロナウイルス感染症の影響で次の①～③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると認められる者

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書やこれに類する他の証明書の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっている場合
- ② 事由発生後の所得が国立高等専門学校機構における授業料等免除制度の基準の範囲内となっていること
- ③ 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書（様式自由）があり、またその理由が妥当だと判断できること

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

C **国立高等専門学校機構における授業料免除(経済的理由による場合)**【対象:専攻科2年生】
経済的理由によって授業料の納付が困難^{※1}であり、かつ学業優秀^{※2}と認められる者で、以下のいずれかに該当する学生

(1) 修学支援新制度による授業料等の減免の対象外となる学生

⇒ 区分Aの認定要件のa又はcを満たさない学生

(2) 修学支援新制度の減免認定額と高専機構における免除制度の免除額に差額が生じる学生

⇒ 区分Aの手続きと併せて手続きが必要

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績(専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校)又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者(授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。)は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

その他

- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

Ⅱ 提出書類

1. 区分Aによる申請者【対象：4・5年生、専攻科生】

提出		提出書類	提出期限
全員	A(1) 申請者	(A様式2) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書	令和4年10月5日(水)
	A(2) 申請者	(A様式1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	

2. 区分Bによる申請者【対象：全学年】

提出		提出書類	提出期限
全員	B(1) 又は B(3) 申請者	(様式1-1) 授業料免除申請書	令和4年10月5日(水)
	B(2) 申請者	(様式1-2) 授業料免除申請書(特別措置)	
	(共通) B(1)、B(2)、B(3) 申請者	(様式2) 家族状況等申告書	
		市区町村発行の所得証明書 ・令和4年度(令和3年分)分 ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者、15歳未満、専業主婦等含む) *所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書	
該当者のみ	住民票(世帯全員分)の写し	「(様式2) 家族状況等申告書」において“はい”と回答した項目における“提出書類”	

3. 区分Cによる申請者【対象：専攻科2年生】

提出		提出書類	提出期限
全員	*区分Cによる前期授業料免除申請者で、10月1日現在、家族状況等に変更がない場合には、様式2のみ提出ください。	(様式1-1) 授業料免除申請書 *区分C(2)と区分Aの併願申請する場合、A様式の申請書のみの提出で代えることができます。 A様式中の『国立高等専門学校機構における授業料免除制度への申請を「あり」』で回答ください。	令和4年10月5日(水)
		(様式2) 家族状況等申告書	
		市区町村発行の所得証明書 ・令和4年度(令和3年分)分 ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者、15歳未満、専業主婦等含む) *所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書	
		住民票(世帯全員分)の写し	
該当者のみ		「(様式2) 家族状況等申告書」において“はい”と回答した項目における“提出書類”	

各様式について

本校ホームページに掲載しておりますので、必要な様式を各自ダウンロードし、提出ください。
また、郵送により請求する場合には、事前に担当係へ電話またはE-mailで申請区分をお申し出ください（*別途、返信用封筒をご準備いただきますことご留意願います）。

提出書類の注意事項

- (1) 提出書類はボールペン等（消せるものは不可）で丁寧に記入してください。
- (2) 不備がある場合は受付できません。期限までに全ての書類を不備なく提出できるよう、早めに準備してください。

提出方法

担当窓口へ持参 又は 郵送

【提出先・問合せ先】

〒783-8508 高知県南国市物部乙200番1
高知工業高等専門学校 学生課学生係
TEL : 088-864-5626
E-mail : gakuseikk@jm.kochi-ct.ac.jp